

Q & A ネット社会を生きるためのやさしい著作権

第2回

西村あさひ法律事務所 弁護士 寺田 光邦

著作権法上は、原則として「①著作物を、②著作者の権利を害する行為で利用する場合」に、著作者の許諾が必要になることは、前回ご説明させて頂きました。しかしながら、この原則を貫いた場合、公益や他の権利を害することもあります。例えば、学校においては、教育目的で小説や絵などの著作物を利用する機会が多いのであり、その場合に全て著作者の許諾を必要とするならば、教育を行うことが困難となってしまいます。そこで、著作権法においては、一定の条件の下、著作者の許諾を得ることなく著作物を利用できる例外的な規定が定められております。

そこで、本稿においては、具体的な質問に答える形で、特に学校において教育を行う先生方に関係が深い著作権法上の例外的な規定について解説を行います。(著作権法上は、他にも「私的複製」等日常生活に関係の深い例外的な規定はございますが、これらの解説については、次回に譲ります。)

1. 学校その他の教育機関における複製等 (35条)

Q1-1 著作権者の許諾を得ずに、自分の担当するクラスの生徒にインターネット上から集めた文章やイラスト等を授業の資料として配布しても良いですか。

Q1-2 文化祭でクラスの生徒が着用するために、漫画のキャラクターを入れたTシャツを、著作権者の許諾を得ずに作っても良いですか。

いずれも著作物を複製する行為なので、著作権法上は、原則として著作権者の許諾が必要な行為となります。しかしながら、教育機関における授業の使用のために行う複製等については、著作権法35条の定める条件を満たす場合、著作権者の許諾を得ずに行うことが認められております。

その条件とは、①学校の授業担当教員及びその生

徒が、②その授業の過程で使用するために、③授業で必要とする限度において、④公表された著作物の、⑤複製等(翻訳、編曲、変形又は翻案を含む。43条1号)を行う場合です。ただし、⑥その著作物の種類・用途、複製の部数・態様に照らし著作権者の利益を不当に害する場合は、複製等はできません(35条1項)。また、⑦出所の明示をする慣行があるとき(社会的に出所の明示をすることが通常であるとき)は、出所を明示する必要(出所の明示義務)がございます(48条1項3号)。

Q1-1の場合、この35条1項の適用があると考えられ、著作権者の許諾を得ずに、①学校の授業担当教員及びその生徒が、②授業の資料として、③自分の担当するクラスの生徒に、④インターネット上の文章やイラスト等の資料を、⑤コピーをして配布することができます。なお、⑦出所の明示方法は、少なくとも著作者名及び著作物名を記載し、どこから引いてきたかがわかるように示す必要があり、インターネット上において公開されている著作物ならば、著作者名やタイトル等と共にURLを示すことで出所を明示する方法がございます。⑥との関係では、例えば、市販のドリルやコンピュータ・プログラムを生徒の使用する端末に複製する行為は、著作権者が得べき利益をその分損なうこととなりますので、「著作権者の利益を不当に害する」ものとして許されないでしょう。

Q1-2の場合についても、上記②における「授業」には、教科の授業だけでなく、教育課程に位置づけられた文化祭や運動会などの特別活動も対象となりますので、35条1項の適用があるようにも思われます。しかしながら、漫画のキャラクターを入れたクラスのTシャツを作ることが、文化祭における教育効果を高める上で必要なものであるか否かについては個別に検討する必要があります。

なお、著作権法35条2項においては、インター

ネット等を用いた遠隔授業等を行う場合の例外的規定が設けられており、主会場において、教員が教材として掲示や配布した資料を、副会場にいる生徒に対して送信すること等が認められております。

2. 試験問題としての複製等 (36条)

Q2 入学試験問題に、小説の「虫食い」問題等を出題することを考えていますが、著作権者の許諾を得なければならぬのでしょうか。

厳正な試験を行うためには、著作物を試験に利用するにあたって、事前に著作権者の許諾を得ることが期待できない場合がございます。また、試験問題として著作物が利用されたとしても、当該著作物の市場に悪影響を与えることは少ないと思われます。そこで、著作権法36条においては、入学試験等の試験又は検定の目的上必要な限度において著作権者の許諾を得ずに複製や公衆送信（翻訳も含む。43条2号）を行うことができる旨規定されております。

Q2の場合も、著作権法36条の適用があり、著作権者の許諾を得ずとも、問題を出題することができます。なお、上記1と同様、出所の明示義務がありますので、原則として、著作者名及び著作物名等を記載する必要がありますが、著作者名を答えさせるような問題を出題するような場合は、答えを載せてしまうこととなりますので、記載する必要はございません。

但し、Q2の場合、著作者の著作者人格権（同一性保持権）を侵害することにならないように留意する必要があります。虫食いの出題程度であれば、やむを得ない改変として許されるかと思われませんが、あまりに酷い改変を行った場合には、著作者の側から著作者人格権（同一性保持権）侵害のクレームを受ける可能性があります。

また、著作権法36条においては、インターネット等を利用した試験又は検定を行う場合をも想定し、その問題として著作物を「公衆送信」することも著作権者の許諾を得ずに行えることが規定されておりますが、上記1と同様、著作権者の利益を不当に害する公衆送信は行えない点、ご注意ください。例えば、受験者だけでなく不特定の者が閲覧できるような態様で送信することはできません。

3. 営利を目的としない上演等 (38条)

Q3 著作権者の許諾を得ずに、運動会において、BGMとして音楽CDを流したり、文化祭において、音楽の演奏を行ったりしてもよいですか。

非営利、無料かつ無報酬で著作物の上演や演奏を行う場合について、著作権法38条1項において、①公表された著作物は、②非営利、無料かつ無報酬の場合には、③公に上演、演奏、上映又は口述することができる旨定められております。なお、出所の明示義務がございます（48条1項3号）。

Q3の場合、通常、非営利、無料かつ無報酬で行われることが多いと思われるので、著作権法38条1項の適用があり、著作権者の許諾を得ることは不要であると思われる。但し、著作権法38条1項の規定は、「上演、演奏、上映又は口述」のみを認めるものであり、複製等その他の行為を認めるものではない点ご注意ください。例えば、楽譜を複製して生徒に配る行為については、上記1記載の著作権法35条の適用の有無を別途検討する必要があります。

以上の例外的規定においては、普段先生方が意識をしないで恩恵を受けていた規定もあったかと思われます。あくまで「例外的」な規定であることを念頭に適切な取扱いをして頂ければと思います。